

「獣医務技監」の設置と獣医師業務の将来展望

北野良夫[†]（鹿児島県保健福祉部・農政部獣医務技監）



1 「獣医務技監」設置の背景

本県の畜産業は、農業総産出額（平成23年度）4,069億円のうち、約6割に相当する2,377億円を占めている。さらに食肉処理施設や配合飼料工場などの畜産関連産業の出荷額を見ても、食品関連産業全体の5割に相当する4,926億円となっており、まさに地域経済を支える基幹産業となっている。そのような産業に位置付けられている本県畜産に携わる獣医師は、とりわけ、全国トップクラスにある「畜産県鹿児島」の維持・発展には、欠くことのできない存在である。

本県の獣医行政については、食肉検査、狂犬病対策、動物愛護、食中毒など保健福祉部サイドの業務と、家畜保健衛生、畜産行政、試験研究機関など農政部サイドの業務に、それぞれ139名、107名の計246名（平成25年4月1日現在）の獣医師が携わっている。

特に、畜産県である本県では、安心・安全な食肉の提供を行うため、食肉・食鳥検査を行う食肉衛生検査所に109名、家畜防疫業務や家畜衛生指導を担当する家畜保健衛生所に83名の獣医師を配置している。人数的には全体の約8割が従事しており、獣医業務の大半を担っているが、不足する人員については、OB職員などの臨時雇用により対応している。これらの業務は、それぞれ縦割りの中で実施してきている。その弊害を解消する観点から定期的に連絡会議を開催し情報の共有化を図っているものの、膨大な量の食肉検査データや病性鑑定データの双方向による有効活用が行われているとは言い難い状況である。

行政に携わる獣医師は、生産から消費までの、いわゆる「Farm to Table」の各ステージで携わっていることから、一連の獣医行政として見ていくという考え方が重要である。そのような考え方は一連の獣医行政を円滑に実施していくために必要不可欠であり、時代の要請であると考え、このような時代の要請を背景に、鹿児島県では全国に先駆けて「獣医務技監」が設置され、両部の

縦割りの壁を排除した獣医行政を行うこととしている。

また、近年、食肉の輸出が増加してきており、施設認定、輸出相手国等からの査察等の輸出事務や認定施設としての施設管理指導をはじめ、原産地証明等に関する農場調査など、まさに一連の行政事務として行われて当然である。今後、TPPの問題に関連して国内農業の強靱化を図る必要がある、「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」なるものも打ち出されている。その中で、輸出倍増戦略についても打ち出されていることから、まさに輸出業務については、円滑に行われるよう精度の高いものにならなければならない。

以上のように、畜産振興はもとより、食の安心・安全、人獣共通伝染病対策など多岐に渡る業務を、この職責において、保健福祉部及び農政部の関連業務を総合的に調整していくことにしている。このような獣医師冥利に尽きるポストができたことに深く感謝している。

2 情報の共有化

平成24年度の食肉・食鳥検査頭羽数（鹿児島市を含む）は、牛が112千頭、豚が2,714千頭、鶏が143,445千羽であり、対前年比で牛で6%、豚・鶏で3%、それぞれ増加している。特に全廃棄では、牛では水腫、白血病など、豚では豚丹毒、敗血症、水腫など、鶏では大腸菌症などが主である。これらの状況を見ると、農場段階でのワクチンの励行や摘発・淘汰のほか、豚サーコウイルス感染症など余病の存在との関連性も無視できない。

一方、生産段階においては、牛で約7,300頭、豚で46万頭、鶏で700万羽程度が毎年死亡しており、これらの家畜が健康で出荷されたらと想定して時価評価した場合200億円を超える損害額が推定されている。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病の発生は短期間のうちに多額の被害を被るため、農家等の防疫意識を高度な水準で維持するとともに、防疫要員、防疫資材を事前準備し、スピード感を持った防疫実務をトレーニングしておくことが重要である。

しかし、それよりさらに重要なことは、毎年絶えることのない慢性疾病による損害額を解消することである。

[†] 連絡責任者：北野良夫（鹿児島県農政部）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

☎099-286-3073 FAX 099-286-5597

E-mail : y-kitano@pref.kagoshima.lg.jp

現在家畜保健衛生所が、海外悪性家畜伝染病の発生を機にして、侵入防止の観点から、全戸農家に立入をして飼養衛生管理基準の遵守を指導している。この取り組みは、悪性家畜伝染病の侵入防止の観点からも重要であるが、慢性疾病の侵入防止の観点からも一層重要である。

しかし、家畜保健衛生所による全戸農家立入は、戸数が多く、獣医師確保もままならない本県では、かなりハードな業務であることは事実であり、農家経営に直結した業務とは言い難い。立入業務は重要であるとは考えるが、もっとやり方をスマートにできないか、見直しが必要と考えている。

そこで、本県では、過去からの膨大なと畜検査データや病性鑑定等の検査データを、食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所の獣医師が共有するとともに、食肉検査データと全戸立入で得られた農家情報を照らし合わせ、疾病対策上、ハイリスク農家への立入と徹底した疾病防除対策を実施することとしており、できるだけ早く実施できるよう検討に入ったところである。このシステムを実施することにより、農家経営の安定・向上に寄与でき、また両部の職員のモチベーションの向上にも大きく貢献できるものと考えている。

3 人事の一体化

両部の人事交流は、1980年代に入ってから実施され、概ね30年を迎えている。それまでは、それぞれの部に配属されたら、退職までその部を出ることはなかったが、双方の業務を知る観点から人事交流が行われるようになった。現在では、所長・課長を除いて交流率が55%程度になっており、特に食肉衛生検査所より獣医師数が少ない家畜保健衛生所の所長はほとんど交流経験者となっている。私自身も平成5年から8年まで人事交流で食肉衛生検査所に在籍していた一人である。

交流人事については永年実施されて来たということもあり、現在では抵抗なく実施されている。若い獣医師を中心に、双方の業務をできるだけ早い段階で知りたいという者も多い。このようなことから、これまで概ね2～3名程度を3年間で実施していた人事交流については、交流人員数や交流期間、さらには交流回数等を具体的に検討していくことになると思っている。

今後とも、できるだけ多くの獣医師が双方の業務に理解を示すように積極的な交流人事を進めながら、より円滑な業務運営が可能となるようにしたいと考えている。

4 獣医師確保

わが国における獣医師の養成は、現在、国公立大学11校、私立大学5校の計16校において実施されている。6年間の修業期間を経た獣医師の卵は、獣医師法の定めによる獣医師国家試験に合格し、年間約1,000名（合格

率約80%程度）世に輩出されている。

日本は、高齢化が進行し、それに伴って犬、猫の伴侶動物の増加や、獣医系大学では女子学生が占める割合が高くなったこともあり、小動物診療部門への就職率が高くなっている。一方、産業動物分野は平成5年から、公務員分野は平成8年から、その確保が低下傾向を示し、特に公務員分野では学生の地域偏在が見られ、依然として苦戦している。

本県では、比較的若い世代の職員が、自己都合により退職する事例が多々見られるようになり、将来に亘り大量の職員の不足を生ずることが想定されたところから、平成20年2月、関係部局の部長等で構成する「獣医師確保対策プロジェクトチーム」が庁内に設置された。このプロジェクトチームでは、「県獣医師の職員数の状況」、「獣医師の給与等の状況」、「獣医師の職場環境」に関する現状と課題等について、幅広い検討を行った。その結果を受けて、同年4月には「獣医師確保に向けた取り組みの基本的な考え方」をとりまとめ、特に「処遇改善」と「受験者数の増加策」について、今後取り組むべき対策として整理をした [1]。

特に、「処遇改善」対策として行った「初任給調整手当」の導入については、全国各都道府県が取り組むようになり、本県の優位性がなくなっていることから、依然として獣医師確保は厳しい状況には変わりはない。そのため、「基本的な考え方」策定以来5年が経過していることから、その実効性の評価が必要であると考えている。

獣医師確保の一環で実施している大学訪問において、学生達からの意見を聞いて思うことは、処遇もさることながら、本県の地理的・業務的な魅力をどのように伝えるかである。獣医系大学では女性が約6割を占めており、さらに都心部のある大学では関東地域の出身者が8割となっていた。このような状況の中、生活環境の良い都心部から離れた本県のような地方においては、何を魅力としてどのようにアピールするかに掛かっている。

そのためには、本県を知ってもらう、本県の仕事を知ってもらうためにも、インターンシップ等に積極的に受け入れるとともに、自然の豊かさなどの地勢に加え、現職員の業務や研究開発などにおける活躍の様子を、受験者にアピールすることが肝要だと考えている。

5 獣医師業務に関する将来展望

獣医師教育が大学4年制教育となったのは、昭和24年からである。戦前戦後は馬医学を中心とした軍馬等の診療、戦後家畜として牛豚が飼育されるようになったことから家畜の診療が行われるようになり、さらに産業化に伴って大規模化が進み、農場の衛生管理を一手に任される管理獣医師の業も現れるようになった。

また、地方行政においては、豚コレラや炭疽、さらには近年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの防疫業務に加え、食の安心・安全の確保の観点から食肉検査や食鳥検査の重要性が増してきた。さらには、グローバル化の中でも食肉の輸出に関する業務が新たに加味されるなど、地方行政のあり方も変化してきて、その業務に携わる獣医師は国際的な感覚が求められてきている。

一方、小動物分野では、高齢化の進行やそれに伴うペットブームにより、小動物診療獣医師として多くの獣医師が輩出されるようになった。このように、時代の移り変わりとともに、高度な獣医療の提供が求められてきており、獣医学教育は時代の変遷に呼応するようなシステムに変えるとともに、獣医師自らの研鑽も求められている。

そのような中、獣医師教育制度は1985年に4年制から6年制へと変わったが、教育内容は6年間に間延びしたとの意見もあるが、依然として獣医師の社会的評価は高まって来ない。

時代の移り変わりとともに、獣医師が本来行わなければならない業務をどのようにするのか、その整理も必要ではないかと考えている。生産現場では多頭化が進行しており、診療等においても個体ではなく、群管理にならざるを得ない。また、家畜保健衛生所の業務は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザをはじめ、死亡牛のBSE検査、ヨーネ病撲滅、オーエスキー病をはじめとする豚病清浄化など、農家立入や法定検査業務など、以前にも増して業務は多岐に渡り複雑化している。一方、食肉検査においても、輸出業務がますます増える中、直接全ての搬入家畜を検査している。このような業務執行状況を見た場合、今後も、相も変わらずオールラウンドプレイヤーとして、獣医師が全ての業務を実施する必要があるのだろうか、他職種とのワークシェアリングはできないのだろうかと思う。

人医領域では、国家資格を持った20以上の職種がパラメディカル（またはコメディカル）なシステムを構築している。命の尊さから言ったら差はあって当然だが、獣医師の社会的評価の高いアメリカにおいては、獣医師はスーパーバイザー的存在になっていることも参考にす

べきである。

現在、小動物診療分野では、任意の動物看護師と一緒にあったコメディカルな獣医療体制が作られつつある。そのような中、平成22年度に国が獣医療法に基づいて策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の中で、動物看護師の必要性及び動物看護師など他分野の専門職と連携した、より質の高い獣医療の提供に向けた取り組みの推進が明記されている。しかし、現実には動物看護師に関する国家資格制度や関連法が未整備であり、さらに法律において獣医師と動物看護師の棲み分けも明確でない。早急な整備が望まれるところである。

動物看護師を養成する大学では、国家資格制度の確立に向けて体制を整備しつつあるが、遠い将来ではあるかもしれないが、今後、法律の整備及び国家試験制度の導入や、獣医師法など関連法における棲み分けが明確にされて来た場合には、産業動物診療分野や公務員分野としても動物看護師は無視できない存在にもなり、獣医師の社会的責任度合にも少なからず影響を与えると思われる[2]。

優秀な人材が6年制教育を受けて獣医師になっているが、獣医療体制を変え、獣医師の質を高度化することを考えないと、獣医師の社会的評価は変わらないと考えている一人である。

そのような中、現在、国立大学では、コアカリキュラムを作成し、国際レベルまで教育内容を引き上げるために、共同獣医学部への再編が行われている。肝心なのは、そのように教育内容を変化させた延長線上に、獣医師の将来像をどのように描いているのかである。獣医師の職域を明確にしつつ、獣医療提供のあるべき姿をしっかりと描き、ひいては国内外の社会的評価の高揚やそれに伴った処遇の改善に繋がるよう、国の関係省庁、獣医系大学及び日本獣医師会の前向きかつ積極的な議論を期待している。

引用文献

- [1] 北野良夫：日獣会誌，62，414-415（2009）
- [2] 北野良夫：臨床獣医，28，14-19（2010）